

平成24年度 第1回生駒市景観審議会 会議録

1. 日 時 平成25年2月19日（火）10時35分～

2. 場 所 生駒市役所4階 401・402 会議室

3. 出席者

市 長 山下 真

（委 員） 久委員、下村委員、中西委員、福本委員、久保委員

（事務局） 吉岡部長、中井課長、西本課長補佐、塩崎、阪本、浅井

4. 会議公開 公開

5. 傍聴者数 3名

6. 議事内容

事務局 お待たせいたしました。

おはようございます。本日は、お忙しい中、また大変足元の悪い中を早朝より御参集いただきましてありがとうございます。

定刻を若干過ぎましたが、ただいまから、平成24年度第1回生駒市景観審議会を開会させていただきたいと思っております。

私は、みどり景観課長の中井でございます。本日の第1号案件までを進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、「附属機関等の会議の公開に関する基準」第2条の規定に基づき、（報道・市民の）傍聴（及び報道関係者の写真撮影）を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、冒頭本会委員の新たな任期に対し、山下市長から委嘱状を交付させていただきたいと存じます。私からお名前を呼ばせていただきますので、恐れ入りますが、その場で御起立ください。市長が皆様の席へお伺いし、委嘱状をお渡しいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、委嘱状の交付に関しましては順不同でございますのでよろしくお願いいたします。それでは私の左手の方から

久 隆 浩 様

市 長 辞令書 久 隆浩 様 生駒市景観審議会員を委嘱します。任期は平成25年1月1日から平成26年12月31日までとします。

平成25年1月1日生駒市長山下真

よろしくお願いいたします。

辞令書 下村 泰彦 様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

中西 達也 様

福本 良平 様
久保 幸作 様

事務局 なお、本日ご出席していただく予定でありました、嘉名様、井上様につきましては、欠席でございます。

 なお、本日の審議会につきましては、委員7名の内5名の出席により過半数の御出席をいただいておりますので、生駒市景観条例施行規則第19条第7項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。それでは続きまして、山下市長からごあいさつを申し上げます。市長お願いいたします。

市 長 生駒市景観審議会の委員を引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。御存じのとおり地方分権に伴いまして、これまで県の所管事務でございました風致地区に関する事務が市の権限になりましたので、本日はその点について御報告させていただきたいと思っております。それと委員の皆様にご協力いただきまして平成23年1月から景観行政団体となり、現在、景観計画に基づいて大規模な建築物等については、届出を義務化して規制を中心とした行政をしているところですが、その一方で生駒市景観形成基本計画を策定中でありまして、こちらの方にも先生方の知識や御見識をご提供いただきたいと思いますと考えております。奈良県におきましては、桜井市が新たに景観行政団体になったことで本市を含め6市町村が景観行政団体となりました。生駒市といえども景観行政団体として本市の素晴らしい景観を後世に引き継ぐためにこれからさまざまな施策に取り組んでいきたいと思っておりますので、先生方の御理解と御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。

 誠に恐縮ではございますが、山下市長は別の公務のため退席をさせていただきます。市長ありがとうございました。

 <市長退席>

事務局 それでは、議事に先立ちまして、本日は、第1回目の会議でもあり、今期から初めて御就任いただく委員もいらっしゃいますので、委員の皆様方及び事務局職員の御紹介をさせていただきます。

 私から向かって左側の席から、

 学識経験者として 近畿大学教授の 久 隆浩 様でございます。

 同じく学識経験者として 大阪府立大学大学院教授の 下村 泰彦 様でございます。

 生駒市環境審議会委員でもあられます 弁護士の中西 達也 様でございます。

 奈良県建築士会会長の 福本 良平 様でございます。

 生駒商工会議所常議員の 久保 幸作 様でございます。

 なお、学識経験者として大阪市立大学大学院准教授の嘉名委員と生駒市農業委員会会長の井上委員が本日ご欠席と賜っております。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

都市整備部長の 吉岡 でございます。

みどり景観課課長補佐の 西本 でございます。

みどり景観課景観係の 塩崎 でございます。

同じく 阪本 でございます。

同じく 浅井 でございます。

なお、本日みどり景観課景観係長の高谷が所用のため欠席させていただいております。これからもよろしく願いいたします。

それでは、次に配布資料の御確認をお願いします。

まず、本日の会議次第でございます。次が委員名簿でございます。

資料1-1といたしまして、奈良県の風致地区

資料1-2といたしまして、生駒山風致地区の種別図

資料1-3といたしまして、景観審議会所掌事務一覧

資料1-4といたしまして、生駒市景観審議会に関する条例・規則

資料1-5といたしまして、生駒市風致地区条例です。

続きまして

資料2-1でございますが、景観形成基本計画策定スケジュールの変更案

資料2-2といたしまして、生駒市景観形成基本計画の全体構成案となっております。最後に、3月10日に開催を予定しておりますまち・景観シンポジウムの啓発用のチラシを付けさせて頂いております。配布漏れ等ございませんでしょうか。

本来ですと、ここで、会議の進行を会長にお願いするところでございますが、本日の第1号案件で会長及び副会長を決定していただきますので、それまで事務局が議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願いします。

事務局 それでは第1号案件の「会長及び副会長の選出について」に入らせていただきます。

まず、会長の選出でございますが、生駒市景観条例施行規則第19条第2項で、「会長は委員の互選によりこれを定める。」となっております。自薦、他薦等御意見はございませんか。

委 員 これまで景観形成基本計画は久先生を中心に作成しておりますので、久教授にお願いしたいと思います。

事務局 ただいま、会長には、久委員にとの御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。異議なしということでございますので、久委員が会長に選出されました。久委員、会長席の方へ移動をお願いします。久会長、今後ともよろし

くお願いします。

次に、副会長の選出に移らせていただきます。同じく条例施行規則第19条第3項で、「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」となっております、会長から御指名をお願いいたします。

会 長 生駒では緑が大変重要でございますので、副会長には前期に引き続きまして下村委員にお願いしたいと思います。

事務局 会長から下村委員が指名されました。皆様拍手で御承認ください。
ありがとうございました。それでは、下村委員は副会長席の方へ移動をお願いいたします。
下村副会長、これからもよろしくお願いします。
それでは、久会長、一言御挨拶をよろしく申し上げます。

会 長 それでは、御推挙いただきましたので前期に引き続き皆様の御力を借りながら生駒のより良い景観づくりに取り組んでいければと思いますのでよろしく申し上げます。

先程市長のお話でもございましたけれど、地方分権で市町村に風致地区の権限が降りて参ります。これは非常に良いことですが、市町村の職員の皆さんあるいは審議会のメンバーが頑張らないといけない時代に入ってきていると思いますので、今後色々御協力賜ればと思っております。

私は奈良県の仕事もさせていただいておりますけれど、奈良県内の市町村の中では、この生駒市が先導的に引っ張ってもらいたいと県としても期待されているように感じております。今後、奈良県の市町村のモデルとなるような景観行政を進めて参りたいと思いますのでその辺も御協力方々よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、条例施行規則第19条第6項の規定により、久会長をお願いいたします。

会 長 それでは、お手元の次第に添いまして進めて参りたいと思います。
今日は審議事項はございません。すべて報告事項となっております。その他の(1)「生駒市風致地区条例の制定に伴う所掌事務の追加について」ですが、風致地区の権限が市町村に降りて参りましたのでその内容について事務局から御報告頂くというものです。よろしく申し上げます。

《事務局説明》

会 長 ただいま説明がありましたとおり、風致地区の権限が生駒市の方に降りてくるということございまして、それを何処の審議会で対応するかということで、景観に関連することが多いだろうということで今後この景観審議会で対応するという事になっ

たものです。

とりあえずは、スタートは奈良県の内容のまま運用されていくということですが、せっきく権限が市の方に降りてきたわけでございますので、今後市の状況に合わせて変更が必要となれば、随時、御提案いただいて審議会の中で審議していくということになります。

いかがでしょうか何かご質問ございますでしょうか。

委 員 生駒山風致地区というのは、いつ頃指定されたものでしょうか。

事務局 昭和 14 年の指定です。奈良県が風致地区を県内に最初に指定したのが昭和 12 年で生駒山風致地区はその後で指定されています。

委 員 当時からこの形で 5 種まで指定されていたのか

事務局 昭和 14 年当初はこの形状ではありません。

委 員 この状態になったのはいつですか

事務局 平成 13 年の種別変更が行われた時です。

副会長 種別指定が第 3 種までだったものから第 5 種にまで変更された時ですね。

事務局 そのとおりでございます。

会 長 風致地区や美観地区というのは都市計画法ができた当初からある伝統的な地区制度で、美観地区は景観法ができて名称が景観地区に替わりました。風致地区は現在も伝統的なやり方で続いています。風致という言葉は専門用語として普段あまり使わない言葉ですが、国語辞典等で調べますと「趣き」としか書いていません。何の趣きかと言いますと緑の趣きということになります。緑の景観を守る訳ですが緑そのものを守るのではなく、緑の趣きを守るために地区の開発や建築の行為に規制や制限を色々とかけるとというのが風致地区の使い方でありまして、緑そのものを守る条例と緑の趣きを守るために開発や建築を制限する条例を組み合わせると緑豊かな景観を守るというシナリオになっているわけです。ちなみに美観というのは、建物などの人工物で作り上げる景観を呼んできました。

委 員 今まで奈良県で審査されていた訳ですが、色彩等で設計者側としてはこれで良いのではないかと思うものについても建築を熟知されていない担当者の方はマニュアルで審査されるためなかなか認められなくてかなり苦労していた。色彩などでは特にその判断の難しさがあるので、柔軟に判断していただければと思います。

会 長 奈良県の担当部署は建築や土木の部署では無かったですね。

事務局 暮らし創造部風致景観課という課が担当しています。

会 長 生駒の場合は、ここにおられる事務局のメンバーが担当されることになりますので、建築、景観、風致を一体的に考えてくださるというふうに思います。

後いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは運用の状況を見ながら変更すべき部分が出てきた場合は、この景観審議会では諮らしていただければと思います。

続きまして 2 番目ですが、生駒市景観形成基本計画の策定状況についてということ、事務局から説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

《事務局説明》

会 長 どうもありがとうございます。内容的には今までの計画書とは違うユニークな作り方をしますので、まだ策定懇話会の方でも検討中でありまして、もう少しまとまった段階でこの審議会の皆様に見ていただきたいと思います。スケジュールは前回の懇話会で半年延ばすことで承認されました。

なかなかこの資料だけで議論と言っても難しいですが、我々も策定懇話会で一緒に検討させていただいてます。たとえば真ん中の 3 章がポイントで、パターンというのが 28 ございます。こういうパターンをうまく活用しながらデザインをしてもらうことで景観を良くしてもらいましょうというものです。いくつか事例を申し上げますと、生駒は地域の特徴としていくつかありますが川沿いでその特徴に若干違いがあるだろうということがひとつ見えてきました。竜田川沿いと富雄川沿いの風景の違い、歴史的に辿っていけば建物の建て方など文化的にも若干違いが見えてきました。そのあたり生駒らしさと言いましても風景や文化の違いも大切にしながらやっていきましょうということ。パターン 6 番の「川筋の見通し」というのがあるのはそういうところ。このあたりは竜田川沿いになるのですが、谷がどちらかと言えば深いですよね。谷の一番底に竜田川が流れていてすぐに斜面地になる。市役所もそうですが斜面状の所に建物が建っているというパターンですね。富雄川の場合はもう少し平地が多く、田んぼや畑が広がって丘陵地があるということですので、その見晴しも若干の違いがある。富雄川沿いでは見晴しが効くというところが大切ではないでしょうかということが書いてあります。

もうひとつ 27 番の「移ろいの風景」というのがございますが、ちょうど今日は雪が降っております。雪が降ればこのように白い風景にたちまち変わる訳です。景観を考えていくときにどうしてもこういう風景が変わっていくということを見落としがちになります。春夏秋冬の四季の変化もありますし、気候によっても日々変化しているのですがそういうことをどう景観に反映できるかということまで考えていこうと書いて

おります。なかなか我々専門家サイドとしましても知恵を絞らないといけない部分も
ございますがかなり面白い計画になるのではないかなと思っておりますのでもう少し
時間を頂いて詰めていきたいと思っております。

いかがでしょう。全体構成等について何かご質問やご意見などございますでしょう
か。

委 員 スケジュールの変更はデザイン等の検討ということで6ヶ月間とっておられますが、
このデザインというののはどのように捉えたらいいのか。

事務局 現在考えていますのは、実際に住宅を建てる場合など、デザインを考える時に参考
になるようなものを写真等で示したいと考えています。

会 長 より具体的にこうしなさいというものではなく、こういう工夫ができるんじゃない
でしょうかといった事例集のような物を作ればと思っています。

先程の風致の話でいうと生駒の山並みに配慮しなさいと書きますが、配慮するとい
うことはどういうことなのか。たとえば先程の色の話ですと色として配慮するという
のはこういうやり方があるのではないのでしょうかとか、建物を建てたり開発される場
合、緑を一部残したり緑を擁壁の前に植えていただくことで背景の緑と馴染んでいき
ますねと言ったようなものを生駒市内の工夫がされている良い事例を探して示し、み
んなで共有しましょうというように書いていきたいなと今のところ考えているところ
です。

建築のレベルで考えることも開発のレベルで考えないといけないこともあります。

具体的に開発や建築の設計をする時にこういうことを考えていただくと、より良い
景観が出来るんじゃないでしょうかというものです。

たとえば車で国道を走っていますと丘を旧集落地ギリギリまで開発している住宅地
があります。開発事業者としてはギリギリまで開発する方が儲かりますが、周辺に一
部緑を残していれば緑が残せたのではないかと思います。また、別の開発地では国道
側の斜面地に緑が残っているので国道が通る谷筋から見上げると緑豊かに見えます。
今後開発する時には谷筋からの見えを考えていただければ、開発を認めながら景観を
守っていくことができるのではないかと思いますという工夫をお示し出来ればと今考え
ているところです。

委 員 それを今回のデザインという風に考えておけばよいわけですね

会 長 はいそうです。設計者からすると景観への配慮の話は分かるが、具体的にどうすれ
ばいいのかといったことをお伝えできていない部分があったと思うので、たとえばこ
ういう工夫をしていただければこのようになりますといったものを事例としてお示し
できる事例のようなものが作ればと思っています。

副会長 建物を設計される場合に 1/50 や 1/100、1/250 といったスケールで街並みなどを考えていただいていると思いますが、1/5,000 とか 1/10,000 といったもう少し広い範囲の中で景観というものをどう考えていけばいいのかというのを考えて頂きたいと思います。たとえば遠景の山並みの見せ方のところで周辺のまちなみに合った色はこうだけど背景の山の見せ方としては建物の配置で少しこういう風に工夫できないでしょうかとかそういう広範囲のものも入れているものもあります。先程の意見の言い換えになっているかもしれないが、そういうところが工夫できれば街全体の見え方であるとか、地域ごとの特色を活かせるのではないかとといったような案が示せるのではないかと思います。

会長 他いかがでしょうか。どちらかという市民の皆様には読んで頂いて「あっ、そうか。」と気付いていただける本にできればいいのではないかと思います。生駒の景観はこうやって出来上がってきているんだな、だからこういう所を大切にしなければいけないんだなということを読んだ方に具体的にお伝えできるような読み物としても楽しいものにできればと思っています。うまくできあがれば景観の教科書としても使えるのではないかと思います。小学校や中学校で生徒さんにも読んで頂いて、生駒の景観ってこういうように成り立っているんですよっていうことを基礎知識として勉強してもえればと思います。

景観というのは単に上辺のデザインでは無くて、私たちの生活や文化が形となって現れたものです。そういう見方をしていただくと景観を通じて文化が分かったり、歴史が分かったり、地形が分かったりするようになる。そういうことがわかるようなものにしたいと思います。シンポジウムのチラシに竹の寒干しの写真が載っています。竹の寒干しは高山の伝統的な産業で奥に竹林がありその前に広い田畑があって冬の間稲刈りが終わった田んぼの空間で竹の寒干しがされているという風景です。生業と地形の形と歴史文化が融合してこの風景が出来上がっている。どれか一つが欠けてもこの風景は成り立たない。こういうことがうまく伝えられる本になれば良いなと思っています。

よろしいでしょうか。それではまた一定出来上がった段階で皆様にも見ていただいて御意見を頂きパブリックコメントをさせていただき成案にしていければと思っています。それでは以上で用意をしていた案件を終わらせていただきます。

その他、委員の皆様から何かございますか。

事務局から追加ございますか。

事務局 事務局の方からシンポジウムの案内と次回審議会の開催日程について御説明します。来月の3月10日に都市計画課とみどり景観課が協賛で別紙チラシのとおり開催しますのでよろしくお願ひします。

次回審議会の開催予定ですが、先程のスケジュールの説明のとおり9月頃に予定しておりますパブリックコメントの前に開催させていただきたいと考えております。改めて調整をさせていただき、御連絡差し上げますので御出席のほど、よろしくお願ひ

します。

会 長 今回のシンポジウムは都市計画課とみどり景観課、それと環境部局といった多部署で共催される市役所としては珍しいイベントだと思います。パネルディスカッションでは実際にまちづくり活動されている活動的な方々が参加されますので見に来られた方も元気をもらえenと思います。また、まちづくり活動のきっかけやヒントにもなると思います。お声掛け等頂き御支援していただければと思います。

 今日は、報告案件ばかりとなりましたが、次回は景観形成基本計画をお示しできると思いますのでよろしくお願いします。それでは第 1 回の景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。